

札幌くらぶ名義後援取扱要領の一部改正について

令和 4 年 1 2 月 1 9 日 運営会議議決

札幌くらぶ名義後援取扱要領（令和 4 年 9 月 2 6 日 運営会議議決）の一部を次のように改正する。

第 1 項「楽団員が開催する演奏会」の次に「は、演奏活動をすることで音楽、とりわけ札幌の愛好者を増やし、札幌の演奏技術の向上に資することになることから、その演奏会」を加える。

第 5 項第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号に、第 4 号を第 3 号に、第 5 号を第 4 号に繰り上げる。

第 1 1 項第 1 号に「(1)」の符号を付し、次の 1 号を加える。

(2) この要領の改正は、令和 4 年 1 2 月 1 9 日から施行する。

札幌くらぶ名義後援取扱要領の一部改正新旧対照表

新条文	旧条文
<p>1 趣旨</p> <p>札幌くらぶ会則（平成 8 年 8 月 2 0 日 設立総会）第 3 条に基づき札幌交響楽団（以下「札幌」という。）の楽団員が開催する演奏会は、演奏活動をすることで音楽、とりわけ札幌の愛好者を増やし、札幌の演奏技術の向上に資することになることから、その演奏会に対して名義の使用を承諾することで、外部から公的に演奏会を支援することについて定める。</p> <p>(2) 削除</p> <p>(2) 主催者や会場が反社会的団体でない</p> <p>(3) 金銭や物品、労務の提供を伴っていない</p>	<p>1 趣旨</p> <p>札幌くらぶ会則（平成 8 年 8 月 2 0 日 設立総会）第 3 条に基づき札幌交響楽団（以下「札幌」という。）の<u>楽団員が開催する演奏会</u>に対して名義の使用を承諾することで、外部から公的に演奏会を支援することについて定める。</p> <p>5 承諾の要件</p> <p>名義後援承諾の要件は次のとおりとする。</p> <p>(1) 札幌楽員が主催している演奏会、または出演している演奏会</p> <p><u>(2) 札幌くらぶ以外にも名義後援を申請している</u></p> <p><u>(3) 主催者や会場が反社会的団体でない</u></p> <p><u>(4) 金銭や物品、労務の提供を伴っていない</u></p>

<p>(4) その他札幌くらぶが必要とした要件</p> <p>(1) この要領は、令和4年9月26日から施行し、この要領施行前に承諾もしくは不承諾した申請はこの要領に基づき行ったものとみなす。</p> <p>(2) この要領の改正は、令和4年12月19日から施行する。</p>	<p>(5) その他札幌くらぶが必要とした要件</p> <p>11 施行</p> <p>この要領は、令和4年9月26日から施行し、この要領施行前に承諾もしくは不承諾した申請はこの要領に基づき行ったものとみなす。</p>
--	---

改正趣旨

第1項関係

札幌くらぶとして、札幌楽員を個人的を支援するのではなく、楽員が主催又は出演する演奏会に名義後援することにより、札幌を応援するファンを増やし、札幌の演奏技術の向上に資する、との理念を追加した。

第5項関係

名義後援を承認することにあたって、札幌くらぶ以外にも申請していることは札幌くらぶが承認にあたっての判断に主体性がなくなる疑念があり、札幌くらぶが主体的に判断することに障害となることから削除し、以降を繰り上げた。

第11項関係

制定改正経過を明確するために沿革を明らかにする。

なお、改正が多くなると、条文がその都度追加されることは煩雑になると感じられると予想されるが、制定改正経過が明らかになることの方が大切であり、例外規定や経過措置がある条文だけ残して、将来的には省略することは公開する場合に関して省略することできることとし、原本はすべて記録する。